

# 社会福祉法人豊中福祉会

## 役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人豊中福祉会（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員  
の報酬その他必要な事項について定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において役員等とは、役員（理事及び監事）及び評議員をいう。

2 この規程において常勤役員とは、通常週3日以上当法人の用務に従事し、常態的に法人の経営  
に関与する役員をいう。

### (報酬等の支給)

**第3条** 役員には、勤務実態および責任に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、役員報酬、役員賞与及び退職慰労金を支給する。

ただし、常勤役員のうち、法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、役員  
としての職責を勘案した役員報酬のみを支給する。

(2) 常勤役員以外の役員および評議員については、業務の区分に応じて報酬を支給することと  
し、賞与及び退職慰労金は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

**第4条** 役員報酬および役員賞与は、年間の役員報酬の総額を超えない範囲において、第2項お  
よび第3項に定める基準に基づき支給するものとする。

2 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 役員報酬  | 【別表1】に定める額         |
| (2) 役員賞与  | 【別表1】に定める額         |
| (3) 通勤費   | 職員の通勤手当の規定により算出した額 |
| (4) 退職慰労金 | 【別表2】に定める額         |

3 常勤役員以外の役員および評議員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

報酬	【別表3】に定める額
----	------------

### (支給方法)

**第5条** 常勤役員に対する報酬等の支給方法については、次のとおりとする。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 報酬、通勤費 | 職員の賃金規程に定める締切期間、支給日       |
| (2) 賞与     | 職員の賃金規程に定める支給日            |
| (3) 退職慰労金  | 任期満了、辞任または死亡により退任した後3ヶ月以内 |

### (月途中の就退任時の報酬)

**第6条** 常勤役員が月の途中で就任または退任した場合、当該就任日または退任日の属する締切  
期間の報酬額については、在任期間に応じて次のとおり計算する。

在任期間が10日未満の場合	支給しない
在任期間が10日以上20日未満の場合	100分の50を支給する
在任期間が20日以上の場合	100分の100を支給する

- 2 前項の在任期間は、就任日および退任日を含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その死亡日の属する締切期間の報酬は満額を支給する。
- 4 第1項の規定により計算金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### (費用弁済)

**第7条** 役員等が当法人の用務により費用が発生した場合はその実費を弁済し、その申請および支払の方法については職員の例によるものとする。

#### (公表)

**第8条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

#### (改廃)

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

#### 附 則 (平成29年5月30日)

- 1 「役員等の報酬支給基準及び退職慰労金基準規程」は、この規程の実施をもって廃止する。
- 2 年間の役員報酬の総額は、平成29年度より当分の間、前年度の資金収支計算書の事業活動収入法人合計額の100分の3に相当する額以下とする。

別表 1 (常勤役員の報酬表)

平成 29 年 6 月 1 日 施行

役員報酬月額	号俸	報酬月額	備考
	1号俸	月額 50,000円	常勤役員のうち、職員を兼ね、職員給与を支給している者の月額報酬については、役員としての職責を勘案し、5号俸(月額250,000)を限度として、理事会の決議を経て理事長が決定する。
	2号俸	月額 100,000円	
	3号俸	月額 150,000円	
	4号俸	月額 200,000円	
	5号俸	月額 250,000円	
	6号俸	月額 300,000円	常勤役員のうち、役員専任の者の月額報酬については、6号俸から18号俸の範囲で、理事会の決議を経て理事長が決定する。
	7号俸	月額 400,000円	
	8号俸	月額 500,000円	
	9号俸	月額 600,000円	
	10号俸	月額 700,000円	
	11号俸	月額 800,000円	
	12号俸	月額 900,000円	
	13号俸	月額 1,000,000円	
	14号俸	月額 1,100,000円	
	15号俸	月額 1,200,000円	
	16号俸	月額 1,300,000円	
	17号俸	月額 1,400,000円	
	18号俸	月額 1,500,000円	
役員賞与	<p>① 年間賞与額は、下記の式により算出される年間標準賞与額を夏季賞与および冬季賞与に2分して支給する。</p> $\text{年間標準賞与額} = \text{役員報酬月額} \times 3 \quad (100\text{円未満切り捨て})$ <p>② 業績の変動その他により理事会が必要と認める場合は、上記年間標準賞与額の100分の70以上100分の130以下の範囲内において賞与額を変更できる。</p> <p>③ 常勤役員が職員賞与を支給されている場合は、上記の役員報酬月額を「役員報酬月額＋職員給与」と読み替えて算出した賞与額から職員賞与額を控除した金額を限度として支給することができる。</p>		

別表 2 (役員退職慰労金)

平成 29 年 6 月 1 日 施行

【常勤役員の退職慰労金】下記の式により算出する。

理事長	在任月数×200,000円	×期間係数×貢献係数
専務理事、常務理事	在任月数×100,000円	
上記以外の常勤役員	在任月数×50,000円	

在任月数	期間係数	貢献係数
60月未満	100分の90	在任期間における当法人の運営に対する貢献度を勘案し、100分の50以上100分の150以下の範囲内で理事会にて決定する
60月以上 120月未満	100分の100	
120月以上 180月未満	100分の110	
180月以上 240月未満	100分の120	
240月以上	100分の130	

※ただし、福祉医療機構の退職手当共済または大阪民間社会福祉事業従業者共済会の第2退職給付制度に加入している場合は、これらから受ける給付額を控除した額を支給する。

別表3 (常勤役員以外の役員への報酬)

平成29年6月1日 施行

区 分	報酬の額
理事会・評議員会への出席	支給しない
上記以外の法人の用務による会議等への出席または職務の遂行	半日程度まで 10,000 円 1 日 20,000 円